

不動産鑑定業者（青森県知事登録）の「変更」登録（法人の場合）

【手続対象者】 青森県知事登録の不動産鑑定業者で次の登録事項に変更があった者

1. 名称又は商号
2. 個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員の氏名
3. 事務所の名称及び所在地
4. 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名

【手数料】 なし

【提出部数】 正本1部

提出書類	商号の変更	主たる事務所		従たる事務所		代表者		役員		専任鑑定士		氏名	備考
		移転	新設	移転	就任	退任	就任	退任	就任	退任			
1 変更登録申請書 (別記様式第九)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2 新たに就任した者が法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面						○	※	○	※				代表者変更の場合：「当社は」及び「私ども役員は」（役員1名の場合は「私は」） 役員のみ変更の場合：「私ども役員は」（役員1名の場合は「私は」） ※別の役員名で留まる場合は添付必要
3 法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面（専任不動産鑑定士の発令書、辞令等）			○							○			申請者自ら実地に不動産鑑定評価を行う場合は不要（申請者自身が専任鑑定士を兼任している場合は不要）
4 新たに就任する者の略歴書						○	※	○	※				※別の役員名で留まる場合は添付必要
5 専任不動産鑑定士の略歴書及び資格を証明する書面			○							○			
6 登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	現在事項全部証明書 ※代表者、役員の就任のみの場合は、現在事項一部証明書（役員に関する事項のみでよい）。代表者、役員の退任を含む場合は、履歴事項一部証明書（役員に関する事項のみでよい）。 ※概ね三ヶ月以内に発行されたもので写しの場合は代表者による原本証明が必要
7 専任の不動産鑑定士の住民票抄本等			※									※	※住民基本台帳ネットワークシステムに加入している市町村に住民票がある場合は不要 ・住民票と住所地が異なる場合は、これに変わる書面
8 戸籍抄本												○	
9 事務所案内図等		○	○	○									登記事項証明書で事務所所在地が確認できない場合は、賃貸借契約書等の写し